

2021 年 3 月 9 日

台湾弁護士 吳 曉青 日本弁護士 中川 裕茂
台湾弁護士 鄭 宇恬 日本弁護士 若林 耕

Contents

1. 台湾ニュースレターの創刊のご挨拶
2. 台湾法令アップデート
 - ・ 最低賃金の引き上げ
 - ・ 「大陸地区人民來台投資許可弁法」およびその解釈通達の改正
 - ・ 「民法」の改正
 - ・ 「所得基本税額条例」の改正
 - ・ 「電子決済機構管理条例」の改正
3. 〈Taiwan Insights〉台湾における個人情報保護規制の概要
4. 今後の台湾関連セミナー等の情報

1. 台湾ニュースレターの創刊のご挨拶

この度、これまで長きにわたり当事務所が配信しております中国ニュースレター「CHINA LEGAL UPDATE」とは別に、新たに台湾法に関する情報提供を目的とする台湾ニュースレター「TAIWAN LEGAL UPDATE」(本ニュースレター)を創刊する運びとなりました。

本ニュースレターにおいては、台湾法にかかる最新法令のアップデートや法律トピック等を扱ってまいります。なお、配信頻度は、原則として1-2か月に1度を予定しております。

本ニュースレターが皆さまのお役に立つことを心より願っております。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

まず本ニュースレターの執筆・編集担当者について以下簡単にご紹介させていただきます。

執筆・編集担当者:

■ 呉 曉青(ウー・シャウチン) 台湾弁護士、AMT アソシエイト弁護士

呉弁護士は、台湾、アジア新興国に関わる法務を中心に取り扱っています。2007年に台湾弁護士資格取得後、2008年に来日し一橋大学法学博士号を取得してから、2012年にAMT入所、台湾現地法律事務所への出向を経て、現在AMTシンガポールオフィスで勤務しております。クロスボーダーの企業法務、特にM&A、コーポレート、独禁法、知的財産権、訴訟・仲裁等幅広い分野を手がけています。

■ 鄭 宇恬(テイ・ユーティエン) 台湾弁護士、AMT アソシエイト弁護士

鄭弁護士は、台湾法務を中心に取り扱っています。2015年に台湾弁護士登録後、2016年来日し、2017年にAMTに入所。M&A、一般企業法務、コンプライアンスなどを中心とする日台間における各種案件を取り扱っています。

■ 中川 裕茂 日本及びニューヨーク州弁護士、AMT パートナー弁護士

中川弁護士は、クロスボーダーでの企業法務を幅広く取り扱っており、特に中国・台湾・香港その他アジア各国に関するM&A、独禁法、企業不祥事対応、アンチダンピング等の通商問題、訴訟及び仲裁、労働問題に関する助言について豊富な経験を有しています。1998年弁護士登録、2007年から2016年まで北京オフィスにて首席代表として勤務していました。

■ 若林 耕 日本弁護士、AMT パートナー弁護士

若林弁護士は、特に中国・台湾関係法務での経験を積んでいます。日本企業の台湾への直接投資(M&A等)、台湾における現地オペレーションに関する一般法務、台湾企業との各種取引関連のご相談、その他台湾における仲裁や訴訟などに携わってきました。2002年弁護士登録、2016年から北京オフィスにて首席代表として勤務しております。2005年には台湾の現地法律事務所にて勤務していた経験も有しております。

2. 台湾法令アップデート

<労務>

最低賃金の引き上げ

〔ポイント〕台湾労働部は、最低賃金を改定した。最低賃金の時給は、改定前の 158 台湾ドルから 160 台湾ドル（引き上げ率 1.27%）、月給は、改定前の 23,800 台湾ドルから 24,000 台湾ドル（引き上げ率 0.84%）にそれぞれ引き上げられた。いずれも 2021 年 1 月 1 日より発効している。

（2020 年 9 月 7 日に公布、2021 年 1 月 1 日より発効）

〔原文〕 労働部公告 2020 年 9 月 7 日労働條 2 字第 1090077231 號

<中国大陸からの投資規制>

「大陸地区人民來台投資許可弁法」およびその解釈通達の改正

〔ポイント〕本改正は、中国大陸資本による台湾に対する投資スキームの多様化に応じ、投資審査を強化することを目的としている。主な改正ポイントは、①「中国投資者」に該当する「中国法人・自然人などにより 30%超の株式等を保有される、または支配力を受ける第三地域会社（台湾、中国メインランド以外の地域に設立される会社という）」の定義を修正し、同弁法の適用対象を更に拡大したこと、②規制される中国投資者の「投資行為」の類型について、契約などを通じて台湾会社に支配力を有する場合などが追加されたこと、および③中国の政党、軍、行政または政治にかかわる組織・団体の投資先による投資行為を制限することである。

（2020 年 12 月 30 日に公布・施行）

〔原文〕 大陸地區人民來臺投資許可辦法、經濟部 2020 年 12 月 30 日經審字第 10904606720 號令、經濟部 2020 年 12 月 30 日經審字第 10904606730 號令

<民法>

「民法」の改正

〔ポイント〕台湾民法は、2021 年 1 月 13 日、20 日において 2 回の改正が行われた。1 回目の改正ポイントは、①成年年齢について改正前の 20 歳から 18 歳に引き下げたこと、および②婚約できる年齢を改正前の男性 17 歳・女性 15 歳から男女とも 17 歳、婚姻できる年齢を改正前の男性 18 歳・女性 16 歳から男女とも 18 歳にしたことである。本改正は 2023 年 1 月 1 日に施行される。

また、2 回目の改正では、約定利率の上限が 20%から 16%に引き下げられた。本改正は 2021 年 7 月 20 日に施行される。

（12、13、973、980、1049、1077、1091、1127、1128 条の改正及び 981、990 条の削除は、2021 年 1 月 13 日に公布、2023 年 1 月 1 日に施行；205 条の改正は 2021 年 1 月 20 日に公布、公布後 6 カ月を経過する日に施行；1030-1 条の改正は 2021 年 1 月 20 日に公布・施行）

〔原文〕 民法

<税務>

「所得基本税額条例」の改正

〔ポイント〕台湾における所得税の課徴は、ミニマムタックス制度が採用されている。すなわち、所得税法に基づく一般所得税額と、所得基本税額条例に基づく基本所得税額のうち、いずれか高いほうで納税する制度である。本改正により、2021 年 1 月 1 日から、個人の未上場会社株式などの取引による所得は、その基本所得額に計上され、所得税が再び徴収されるようになった（ただし、主務官庁の認定を受けた設立 5 年未満のハイリスクの台湾スタートアップ企業の株式などを除く）。

(2021 年 1 月 27 日に公布、2021 年 1 月 1 日に施行)

〔原文〕 所得基本税額条例

＜電子決済＞

「電子決済機構管理条例」の改正

〔ポイント〕本条例は、電子決済業者を規制する法律である。改正前においては「電子決済」、「前払式電子マネー」に分けて別の法令により規制されていたが、本条例により同じ法令をもって統一的に規制されることになった。本改正は、①前払式支払手段の本規制の一本化、②電子決済業者の業務範囲の拡大、③複数業者間のマネーフローサービスの規制緩和、および④（電子決済）産業の発展に資する制度環境の整備などを主たる目的としている。

(2021 年 1 月 27 日に公布、2021 年 7 月 1 日に施行)

〔原文〕 電子支付機構管理条例

3. 〈Taiwan Insights〉台湾における個人情報保護規制の概要

日本弁護士 若林 耕

台湾弁護士 吳 曉青

台湾における個人情報保護規制と昨今の動き

I. 個人情報保護規制の概要

台湾の個人情報保護は、主に個人情報保護法¹により規制されている。

同法はもともと、1995 年 8 月 11 日に「コンピュータによる個人情報の処理の保護に関する法²」として制定され、コンピュータによる個人情報の処理を規制対象とするものであった。その後、2010 年 5 月 26 日付改正を経て、「コンピュータによる処理」という要件が削除され、個人情報の処理全般を規制対象として、現在の法令名である「個人情報保護法」に変更された。その後、2015 年には、「敏感個人情報（機微（センシティブ）情報）」の処理原則、同意の方法などの改正が行われ、2016 年 3 月 15 日から施行されている。

なお、同法の解釈と手続面の補完規定として、以下の細則などが制定されている。

- 個人情報保護法施行細則
- 各業種・分野の個人情報セキュリティ措置ガイドラインなど

個人情報保護の主務官庁について、台湾では、日本の「個人情報保護委員会」のような独立した専門の管轄機関の設置がなく、管轄権は各事業の主務官庁³、地方自治体に分散している⁴。例えば、台北市に所在する一般小売業の管轄機関は原則として台湾經濟部及び台北市政府となる。

1. 個人情報保護規制の基本方針

① 個人情報とは

個人情報保護法に定める「個人情報」とは、生存する自然人の氏名、生年月日、ID ナンバー、パスポートナンバー、特徴、指紋、婚姻、家庭、教育、職業、病歴、医療、遺伝子、性生活、健康診断、犯罪前科、連絡情報、財務状況、社会活動及びその他直接または間接にその個人を識別できる情報をいう。「直接または間接にその個人を識別できる情報」とは、情報の保有者がその情報のみでは個人を識別できないが、ほかの情報と照合、組み合わせまたは連結することにより特定の個人を識別できるものをいう。

② 「非公務機関」（日本の個人情報取扱事業者に相当）による個人情報の収集・利用など

日本の個人情報保護法では規制対象である「個人情報取扱事業者」に国の機関、地方公共団体などを除

¹ 中国語原文は「個人資料保護法」。

個人情報保護法の中国語原文及び英訳

<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=I0050021>

² 中国語原文は「電腦處理個人資料保護法」。

³ 「非公務機関の個人情報保護法の遵守に関する主務官庁リスト」

https://pipa.ndc.gov.tw/News_Content.aspx?n=BDD135FAB8258C24&sms=79FD9F4B0FA04149&s=F3214FADA7E76B03

⁴ なお、上記とは別に、個人情報保護法の法令解釈機関（個人情報保護法の法令解釈、法改正の検討を行う機関）としては、同法が施行されてから台湾法務部が担っていたが、2018 年 7 月に、行政院国家發展委員会の内部機関として「個人情報保護プロジェクトオフィス」が設立されてから、国家發展委員会は法務部に代わって進めている。

外したのに対して、台湾では、個人情報の処理等を行う主体について、公務機関及び非公務機関に分けて規制が定められている。公務機関とは、中央・地方機関又は行政法人を指すものであり、非公務機関とは、公務機関ではない自然人、法人その他団体を指し、日本の個人情報保護法における個人情報取扱事業者に相当するものであると考えられる。本稿では、非公務機関による個人情報の収集・利用等に関する規制をみていきたい。

③ 非公務機関による個人情報の収集の法定要件

台湾個人情報保護法によれば、非公務機関が個人情報を収集、処理または利用する際に、個人情報の収集の「特定目的」及び「特定場合」という要件を満たす必要がある。また、非公務機関が個人情報を収集する際に、本人に対して法定事項の告知義務が課される。さらに、非公務機関が台湾域外で台湾籍者の個人情報の収集等を行う場合も同法の適用がある。

その詳細は次の通りである。

〈個人情報の収集の法定要件〉

法定要件	概要	法的根拠
特定目的	<ul style="list-style-type: none"> 台湾法務部の定める「個人情報保護法の特定目的及び個人情報の類型」⁵に記載される特定目的を満たす。 事業運営における消費者の個人情報の収集について、個別の事業内容により適したコード(例えば、「135 情報通信サービス」、「148 オンラインショッピング及びその他 EC サービス」)を選択できるほか、一般的な消費者情報管理や広告という目的として、「090 消費者・顧客管理とサービス提供」、「152 広告または商業行為の管理」を選択することも可能とされる。 特定目的以外の利用は、法令に基づく利用、本人の別途同意の取得など例外的な状況下に限定される。 マーケティング目的に関する特別規定 非公務機関が最初に個人情報をマーケティングに利用する際には、本人に対して当該マーケティングを拒否する方法(オプトアウト)を示す必要があり、それに関連する費用も負担する必要がある。本人がマーケティングを拒否する場合、直ちにその利用を停止しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法 19、20 条 個人情報保護法の特定目的及び個人情報の類型
特定場合	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの場合に該当する。 <ol style="list-style-type: none"> 法令に基づく場合 契約関係又は契約に類似する関係に基づき、かつ適切なセキュリティ措置を整備している場合⁶ 	同 19 条

⁵ 「個人情報保護法の特定目的及び個人情報の類型」の中国語原文及び英訳

<https://mojlaw.moj.gov.tw/LawContent.aspx?LSID=FL010631>

⁶ なお、一般的に事業者が顧客の個人情報を収集する際に、「契約関係または契約に類似する関係がある場合」に該当する事例が多いと思われ、その場合は別途、「本人の同意を取得」する必要がない。

	<ul style="list-style-type: none"> ③ 本人が自ら開示した個人情報、又はその他適法に開示された個人情報 ④ 学術研究機関が公共利益のために統計又は学術研究の必要に応じ収集・処理し、情報提供者の処理又は収集者の開示方式により特定の個人を識別できない情報である場合 ⑤ 本人の同意を得た場合 ⑥ 公共利益のための場合 ⑦ 一般的に取得できる出所から取得した場合。但し、本人による当該情報の処理・利用の禁止により保護すべき重要な利益がある場合、この限りではない。 ⑧ 本人の権利を侵害しない 	
法定告知事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を収集する前に、下記事項を告知しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 非公務機関の名称 ② 収集の目的 ③ 収集する個人情報の類型 ④ 個人情報利用の期間、地域、提供先と利用方法 ⑤ 本人が行使できる権利及び行使方法（収集される個人情報の閲覧、コピーの請求、訂正、収集・処理・利用の停止、削除を請求できること） ⑥ 本人が個人情報の提供を拒否できる場合、提供しないと受ける影響 	同 8 条

2. データ越境移転

台湾においては、非公務機関が台湾で収集した個人情報を台湾域外に移転することについて、原則は自由だが、個人情報保護法に定める例外事由（受信国の個人情報保護規制が完備されていない場合、個人情報保護法の適用を回避するために迂回的方式で第三国に個人情報を移転する場合など）がある場合、主務官庁はその移転を制限することができる。

実務上よく議論されるのは同法に定める「受信国において個人情報の保護に関する法規制が完備されておらず、本人の権利を損なうおそれがある場合」である。この点、台湾で収集する個人情報を台湾域外に移転する場合、当該移転先の法規制が整備されているか否かについて、主務官庁から明確な判定基準が定められておらず、個別の事例により主務官庁の判断に委ねられているのが現状である。なお、移転先が日本である場合、主務官庁から明確な意見が示されていないものの該当しないと一般的に考えられている。

3. 指定業種における個人情報セキュリティ措置の整備

台湾においては、個人情報の不正利用等を防止するために、指定の業種においてセキュリティ措置の整備義務が課されている点にも留意が必要である。同法 27 条によれば、非公務機関は個人情報の窃取、改ざん、毀損、滅失又は漏洩を防止するための適切なセキュリティ措置をとる義務を負い、主務官庁は特定の業種について、個人情報セキュリティ措置に関するガイドラインを定められる。現在のところ、EC 小売業、製造業・技術サービス業、不動産エージェンツ業等 38 の指定業種・分野に関するガイドラインが公表されている。

ガイドラインに違反した場合は個人情報保護法の違反として過料が科されるため、個人情報セキュリティ措置を整備するにあたって、適用されるガイドラインの有無を確認する必要がある。

4. 法令違反責任

個人情報保護法に違反する場合、以下のとおり、民事責任、刑事責任又は行政責任が課される。

責任の種類	概要	法的根拠
民事責任	<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償責任 非公務機関が同法に違反し、個人情報を不法に収集、処理、利用又はその他侵害を行った場合、損害賠償責任を負う。 損害額の決定：被害者が実際の損害額を証明しづらい又は証明できない場合、裁判所に対して、1 人 1 事件あたりの損害額を 500 台湾ドル(以下「NTD」)以上 2 万 NTD 以下の額に定めるよう請求することができる。また、同一事実により多数の者に損害を与えた場合、損害賠償額は 2 億 NTD を上限とされる(但し、実際関連する利益が 2 億 NTD 以上である場合はこの限りではない)。 消滅時効：本人が損害及び加害者を知った時から 2 年間行使しないとき、又は侵害行為の時から 5 年間を経過したときに消滅する。 集団訴訟 一定条件を満たした公益団体は、20 人以上の被害者のために集団訴訟を提起することができる。 	同 28-40 条
刑事責任	<ul style="list-style-type: none"> 非公務機関が自己又は第三者の不法な利益のために、又は他人の利益を損害するために、敏感個人情報の収集利用、個人情報の収集の特定目的・特定目的外の利用、又は越境移転に関する規定に違反し、他人に損害を与えうる場合は、5 年以下の懲役、又は 5 年以下の懲役及び 100 万 NTD 以下の罰金の併科が処される。 自己又は第三者の不法な利益のために、又は他人の利益を損害するために、個人情報データを不法に変更、削除し、又はその他違法な方法により個人情報データの正確性を妨げ他人に損害を与えうる場合、5 年以下の懲役、100 万 NTD 以下の罰金、または懲役と罰金の併科が処される。 	同 41-45 条
行政責任	<ul style="list-style-type: none"> 敏感個人情報の収集、個人情報の収集の特定目的・特定目的外の利用、又は越境移転に関する規定に違反した場合、主務官庁又は地方自治体は非公務機関に対し、5 万 NTD 以上 50 万 NTD 以下の過料を科すとともに、一定期間内に是正するように命じることができる。 	同 47-50 条

	<ul style="list-style-type: none"> 法定告知義務、本人の情報請求・是正権への対応、個人情報の漏洩等の場合の通知義務、マーケティング、又は適切なセキュリティ措置の整備に関する規定に違反した場合、主務官庁又は地方自治体は非公務機関に対し、一定期間内に是正するように命じ、所定期間内に是正されない場合、2 万 NTD 以上 20 万 NTD 以下の過料を科すことができる。 主務官庁又は地方自治体による検査等を正当な理由なく妨害、拒絶した場合は、2 万 NTD 以上 20 万 NTD 以下の過料が科される。 	
--	--	--

II. 新型コロナウイルス感染症(Covid-19)対策-実聯制措置ガイドラインとジオフェンシング技術の運用

台湾の中央伝染病コマンドセンターは 2020 年 5 月 28 日に、新型コロナウイルス感染症の流行収束で各種の活動再開に向かって、「新型コロナウイルス感染症に対する実聯制措置ガイドライン」を発表した⁷。本ガイドラインは、「実聯制」の採用を前提に、感染調査が必要な場合、民間企業を含む各機関が直ちに同じ場所に出入りした人と連絡を取れるようにする措置である。「実聯制」とは、感染調査を行う場合、感染者と同じ場所に滞在したことがある人員を特定し、直ちに該当する者への連絡を確保するためのシステムという。

同ガイドラインでは、感染調査に関する個人情報を収集・利用する場合の要注意事項について、以下のとおり個人情報保護法に基づく個人情報収集の法的要件に関する具体的な実践方策が定められている。

1. 法定告知事項

- ① 非公務機関の名称
- ② 収集の目的:「012 公共衛生又は伝染病防止」
- ③ 収集する個人情報の類型:最小侵害原則を満たしたもの(例えば電話番号)
- ④ 利用期間:収集日から 28 日内
- ⑤ 利用できる者及び利用方法:防疫のために必要とされる際に、衛生主務官庁に提供できる。
- ⑥ 本人が個人情報保護法に基づき行使できる権利及び行使方法(収集される個人情報の閲覧、コピーの請求、訂正、収集・処理・利用の停止、削除を請求できること)
- ⑦ 本人が提供を拒否できる場合、提供しないと受ける影響(例えば場所に出入りできないこと、イベントに参加できないこと)

2. 個人情報セキュリティ措置の整備

非公務機関は個人情報を収集、処理又は利用する際に、紙面又は電子方式で行うことができ、個人情報保護義務を負う。情報システム又はアプリケーションを利用する場合、情報セキュリティリスク評価を行い、相応のセキュリティ措置を採る必要がある。

3. 保管期間

同ガイドラインに基づき収集する個人情報の保管期間は 28 日とされ、期間満了後に自主的に個人情

⁷ 同ガイドラインの制定に関するプレスリリース及びその中国語原文
<http://at.cdc.tw/6t485s>

報を削除又は消却しなければならない。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行収束に伴う大規模イベントの開催に応じ、市中感染リスクを抑えるために、2020年12月31日より「ジオフェンシング 2.0」というジオフェンシング技術の運用が開始している。具体的には、大規模イベント周辺にある電気通信事業者の基地局についてジオフェンシングを設定し、事前に登録された自主隔離義務者の携帯電話から同基地局に通信された場合、自主隔離義務者が同イベントに近接していると判断し、自主隔離義務者に警告メッセージを送信するとともに、警察機関にも通知するシステムがとられている。これは隔離措置の徹底と個人情報保護を両立させるための技術的な対策といわれている。

Ⅲ. 今後の動向

近年、データ流通のグローバル化に伴い個人情報の管理に関する国際的な連携が重要視されつつあり、各国の個人情報保護規制の見直しが行われる中、台湾においても、個人情報保護規制の厳格化及び人権保護の強化などの傾向に応じ個人情報保護法の改正検討が進んでいる。特に GDPR の施行を受けて GDPR 十分性認定の取得、個人情報保護の専門管轄機関の設立などが重要な目標とされている。

また、台湾では昨年から、デジタルを駆使した新型コロナウイルス感染症対策が徹底して行われている一方、人権、個人情報の保護への配慮についても同時に社会的関心事となっている。さらに2021年に IC チップ搭載の新しい ID カード制度への移行を控えており、新 ID カードをめぐる情報セキュリティ措置の対応の十分性なども重要な検討課題となっている。激変するグローバル環境下において、台湾の個人情報保護規制がどう変貌・進化していくか引き続き注目する必要がある。

以上

4. 今後の台湾関連セミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

➤ 第5回(台湾):2021 年 3 月 24 日(水)14:00

台湾の外資規制とM&A—進出検討から撤退まで

講師:パートナー/日本弁護士 若林 耕

アソシエイト/台湾弁護士 吳 曉青

➤ 第6回:2021 年 4 月 22 日(木)14:00

激動の香港におけるM&A ～中国大陸法との比較を交えて～

講師:香港オフィス代表/シニア・フォーリン・カウンセル/香港・英国弁護士 中村祐子

香港オフィス/アソシエイト/日本弁護士 横井傑

-
- 本台湾ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本台湾ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
台湾弁護士 吳 曉青 (wu.hsiaoching@amt-law.com)
台湾弁護士 鄭 宇恬 (cheng.yutien@amt-law.com)
日本及びニューヨーク州弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
日本弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 台湾ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - 台湾ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。